

(第一類 第九号)

第五十一回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第四十五号

(七八二)

昭和四十一年六月二十三日(木曜日)

午前十時五十九分開議

出席委員

委員長 天野 公義君

理事 浦野 幸男君

理事 河本 敏夫君

理事 田中 榮一君

理事 加賀田 進君

理事 稻村左近四郎君

小沢 辰男君

海部 俊樹君

菅野和太郎君

小宮山重四郎君

竹内 黎一君

西岡 武夫君

湊 徹郎君

大村 邦夫君

沢田 政治君

田中 武夫君

栗山 礼行君

出席國務大臣

通商産業大臣 三木 武夫君

國 務 大 臣 福田 篤泰君

出席政府委員

總理府事務官 (行政管理局長) 井原 敏之君

總理府事務官 (經濟企画庁長) 中西 一郎君

民生生活局長 進藤 一馬君

通商産業政務次官 赤澤 璋一君

通商産業事務官 (重工業局次長) 馬場 有政君

工業技術院長

委員外の出席者

第一類第九号

商工委員会議録第四十五号

昭和四十一年六月二十三日

通商産業技官 (公益事業局長) 藤波 恒雄君

通商産業技官 (計量研究所所長) 和田 功君

六月二十三日

委員内田常雄君、遠藤三郎君及び佐々木秀世君

辭任につき、その補欠として竹内黎一君、西岡

武夫君及び湊徹郎君が議長の指名で委員に選任

された。

同日

委員竹内黎一君、西岡武夫君及び湊徹郎君辭任

につき、その補欠として内田常雄君、遠藤三郎

君及び佐々木秀世君が議長の指名で委員に選任

された。

六月二十三日

電気工業業を営む者の營業所の登録等に関する

法律案(田中榮一君外八名提出、衆法第五四号)

同日

電気工業業法制定に関する請願(麻生良方君紹

介)(第五九七七号)

同(本島百合子君紹介)(第五九七八号)

短絡遮断試験設備設置に関する請願(原茂君紹

介)(第六〇二〇号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

工業標準化法の一部を改正する法律案(内閣提

出第七九号)(參議院送付)

計量法の一部を改正する法律案(内閣提出第一

三三三号)(參議院送付)

○天野委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、工業標準化法の一部を改正する法律

案及び同じく計量法の一部を改正する法律案を議

題として審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許しま

す。大村邦夫君。

○大村委員 政府は御承知のように今回計量法の

改正を行なわれましたが、何せこれは長文難解で

ございまして、この計量法あるいは関係する法律

さらに政令、こういうものを全部ひくるめま

と三千条文からあるといわれております。そこで

私はこの全般について質問するというのは限られ

た時間とどうも不可能でございますから、本日

は主として消費者行政の立場から若干質問をして

みたいと思つてあります。

まず第一に御質問をしたいのは、計量行政審議

会についてでございます。この一年間計量行政審

議会がどのように運営されたのか、その実績と

その成果についてまずお伺いしたいのでありま

す。

○赤澤政府委員 計量行政審議会でございます

が、昭和三十八年以降四十年にかけまして、今回

の計量法改正案の審議を進めております。その間

約二年間にわたりまして委員会を約十五回、さら

にこの委員会の下に各種の部会がございまして、

この部会も全部で七つございまして、これらの七つ

の部会を運用いたしまして、部会の開催はそれぞれ

三回あるいは五回、専門的な事項にわたりまして

検討を加えております。これらの審議を経まして

昭和四十年、昨年の四月に審議を終了し、五月に

今回の計量法改正に関する審議会答申を出すに

至った、こういう経緯でございます。

○大村委員 続いて要員構成についてお伺いをし

たいのですが、説明してください。

○赤澤政府委員 審議会の定数でございますが、

審議会は委員長以下定数は三十名、ということに

なっております。現在二十八名の委員が選ばれ

ております。この二十八名のうち特に御関心があ

るうかと思いますが、消費者の代表といたしまし

て三名の方がこれに委員として任命をされてお

ります。また、各種の七つの部会があると申し上げ

ましたが、この部会にはそれぞれ専門委員を任命

いたしております。この委員の総数は現在約二

百五十名程度に相なっております。

○大村委員 そうしますと常任委員会あるいは総

会というものがあつてと思いますが、この常任委員

会や総会には出席はするが、設けられた幾つかの

専門調査会には出席をしない、こういう場合があ

るうかと存じます。そういう場合がございませう

か。

○赤澤政府委員 委員の数が二十八名ございま

すので、必ずしも全体の委員の方がくまなく全部

の部会に所属するということではないかと存じま

す。ただ必要の部会には委員の方がそれぞれ分担

をして入つていただいております。たとえば非常

に消費者行政に関連のありますところの量目の問

題、こういった問題の専門調査会にはやはり消費

者代表の委員の方が入つていただくということ

でございます。それぞれ関係の専門家がそれぞれ

の部会に入り、またそれぞれの部会の決議を常任

幹事会あるいは審議会の総会、こういうところに

持ち寄りまして、最終的に審議をする、かような

仕組みに相なっております。

○大村委員 この審議会の中で私どもがきわめて

関心を持つておるのは、消費者の代表でございま

す。聞くとところによりまして、この委員会に設け

られた幾つかの専門調査会の中で、消費者代表が三

名でございまして、その間この調査会について

十分意見を反映したいと思つても、必ずしもその

意が達せられない、こういうことからかなりの苦

情があがっていることを私は聞いております。そういう立場からするならば、消費者の代表の三名についても、いさし少数をふやしていただきたい、私はこういう意見を持っておりますが、あなたのほうの御見解を聞きたい。

○赤澤政府委員 計量行政審議会の構成分野でございまして、事柄がきわめて技術的な問題でございまして、関係の学界の方々あるいはメーカー、それからさらには販売業者の代表、そういったもの等々加えましていま二十八名という構成になっておるわけでありまして、消費者行政の点はもとより非常に重要な問題でございまして、現在では日本消費者協会、主婦連合会、それから東京都の地域婦人団体連盟、この三者の代表の方がこれに参加をしていただいているということでございます。私も数回の委員会に出席をいたしました。消費者の方はいづれも活発に意見を述べておられまして、全体の中でそれほど消費者の声が届かないという仕組みではなからうかと存じますが、御意見等もございまして、また二名の欠員もございまして、その辺実情を見て今後善処してまいりたいと思っております。

○大村委員 たいだいま申しました消費者代表の数をふやす点については、なお十分検討していただきたいということをお願いとして申し上げておきます。

私がこの計量行政審議会の問題を取り上げた本旨といえますが、それは次のことであります。聞くところによりますと、政府与党、すなわち自民党の内閣部会において、今日内閣委員会にかかっております審議会等の整理に関する法律案、これに関連をしていろいろ与党の部会で審議をされて、その取り扱いについてはいま直ちに廃止はしないけれども、適当な機会を見てこれを廃止したいという意見が支配的であったように聞いております。これは私は直接聞いたわけではありませんが、そういうことだそうでありまして、だとするならば、以上説明のありましたように、この審議会は通常持たれている審議会、すなわち一年間で何

にも審議をしない、実績のない審議会と同じように考えられてははなはだ迷惑でありまして、かなりの実績と成果をあげていることははっきりしておりますから、そういう立場に立つならば、ぜひこの審議会というものは今後とも継続してもらいたい、こういうことであります。この点につきまして政府の見解をひとつ聞きたい。

○福田(篤)国務大臣 たいだいまこの国会に審議会等の整理に関する法律案を提出いたしました御審議を願っていることは御指摘のとおりでありまして、この審議会の内容につきましては、三十四というものを具体的に取上げておられます。いまお話しのとおり整理に関する一応の基準を設けて、その基準にのっとって具体的にきめていくわけでありまして、今後とも行政の簡素化効率化のために整理関係はすべきものはやっていくという方針でございまして、ただ問題はケースバイケースで、審議会自体の持つ重要性も十分私も考えておりますので、その審議会が本来の任務を十分發揮している場合には、これは当然存続するわけでありまして、最近では家内労働審議会といったようなものも、新しい社会的な面から見てむしろ新設を認めたというような事例もございまして、今後、具体的なまままで実績、今後の重要性、そういう点から見まして慎重に検討したいと考えております。

○大村委員 重要ですから重ねてお尋ねをします。慎重に検討を重ねたいということですが、あなたのほうとしてこの種の行政審議会は廃止をすべきでない、そういうお考えに立っておられるかどうかということをお尋ねいたします。

○福田(篤)国務大臣 この計量行政審議会がはたして廃止すべきものであるか、あるいは存続を適当とするか、まだ実は結論に至っておりません。与党におきまして小委員会を設けられまして、整理に関する促進的な御協力をいただいております。御指摘のとおり事実でございまして、与党側の小委員会の一応の案といたしましては、三十九年の時限的な期間を設けていきたいというお考えのよ

うであります。これはあくまでも参考的な御意見で、われわれ行政管理局としては相当はつきりした明確な基準がありますので、具体的に検討して結論を出したい、こう考えております。

○大村委員 まことに慎重な御答弁でけっこうでございますが、私はやはり直接行政をつかさどるところの主管官庁なり省なりが自然たる態度でございまして、うしろの当たらせていただきたい。何も与党に遠慮をされての御答弁ではないと思ひますけれども、重ねてこの点についての御要望を申し上げておきます。

行政管理局の關係はそれよろしうござい

次にお尋ねをするわけですが、御承知のように四月一日から、三十四年以来猶予されてきました土地建物関係にもメートル法が完全な実施をされることになったのは御承知のとおりです。これは長い間民間になじまれました坪あるいは間、尺、こういうものを早急に切りかえたいと思ひます。事実中年以上——私もそうかも知れませんが、メートル法は若干苦手でありまして、特に建築職人とか大工、畳屋、こういう者は尺貫法長い間使っておりますから、それこそ何が何でも死守するというような職人かたぎの人もおられるのでありまして、この切りかえは容易ではないと思ひます。したがってかね尺とか鯨尺、こういうものの需要があるというところは事実であります。需要があればそこに供給というものが生じてくると思うのです。ところが御承知のようにかね尺と鯨尺は製造禁止になっておりまして、また販売も禁止されておる。つまり品薄だ。需要があり、そして製造なり販売がとまれば、既存のものについてそこにやはりやみ販売あるいはやみ値、さらにはやみ製造というものが生ずるおそれがあると思うのです。おそれだけではなしに、事実そういうことが阪神地区では起きておるということでございまして、たとえば一本が千五百円から二千円とかね尺が売られ、あるいは竹製のものが一本二百円で売られ

ておる。この対象は、たとえば数種の先生等を相手に行商が行なつておる、こういうことのようにありますが、私は政府が製造禁止や販売禁止をもって能事足りしめたかどうか知りませんが、そのことによつて切りかえがスムーズにいくというような考え方はあまりに甘過ぎると思ひます。幾ら罰則を設けましても、長い間親しんできたのですからなかなか切りかえがきかない。現に大工さんあたりは、見習いを養成するのにまだに尺貫法を使つておる、こういうこともあるように聞いております。

そこでお尋ねをしたいのは、政府が製造や販売を禁止したときに、手持ちの製品というものが業者にはあつたと思うのですが、これの取り扱いについてどういうように指示をされたか、その辺の取り扱いについてお尋ねをしたいのです。

○赤澤政府委員 御質問の鯨尺、かね尺、こういったたぐいのものでございまして、ただいま御質問の中にもございましたように、私も私もそういうものが一部の間で使われておる、あるいは阪神あたりの駅頭でやみでひそかに売られておるというような事実も実は耳にいたしておる次第でございまして、私もいろいろ聞いております。たとえば服装学院と申しますかドレスメーカーの学校といふところ、そういうところでは和裁等につきましても全部メートルで教えておる。そこで口何センチというふうなことでけいこしておるようでありまして、ところが実際問題として町の何か和裁師に頼むときには、どうも何すでないというふうな、非常にメートル法の施行の面から申しますと、まだまだ従来のこういった慣習が残っております。これは場合によつては罰則をもって罰するといふことは、国民生活の上から申しましてもなかなか困難なことであらうかと存ずるのであります。ただこういふものは、何ぶんにもなれと全体の普及率と申しますか、そういう点が非常に大事でございまして、たとえば大工さん、特に日本建築をいたします大工さんあるいは畳職人、

こういった人たちにもより都道府県等で講習会をいたしまして、こういったものの普及につめておるわけでございますが、まだ十分な成果をあげておりません。一步一步これは時間をかけて今後とも普及宣伝につとめてまいる所存でございます。

最後に御ねございました切りかえ当時の在庫品ということでございますが、法律が公布され、これが施行されますまでの間一年以上の経過期間を置いておまして、この間猶予期間を置きましてできるだけそれをさばいてもらおうという措置を講じまして、実際に在庫品の処理等には当時としては遺憾なきを期した次第でございます。

○大村委員 御指導なさったのはけっこうでございますが、現実には需要がある限りは製造もかなり行なわれておるのじゃないかという気がするのです。指導文書を出してそれで大体うまくいっておるとお考えになるのは少し甘いんじゃないかと思うのです。これがお役所的な仕事だとぼくは言いたいのです。そこら辺についていまい少しきめこまかくめんどろをみていくという姿勢が、メートル法の計量思想の普及に私は大いに効果があると思います。ですから、おそろくその当時そういう指導をされても、一年を経過してもかなりの製品があり、聞くところによると暴力団がこれを買ひ占めて、需要があるものですから資金源としてこれを売りさばいておる、こういうことも世上取りざたされておるのであります。こういう点はもう過ぎたことであります。しかし私がいま説明したように、そういう悪徳商人並びに行商が横行とまでいかなくともある程度あるとするならば、これはやみ行為の取り締まりというより計量法の違反として取り締まりになると思います。この点についても十分ひとつ監視をしてもいいと思っております。あなたのほうはこういう取り締まりについては一体どの部門が行なわれるのか。ただ何か申告があったり何かの機会に目についてそれを取り締まるという、いわば場当たり的な取り締まり方法なのか、もっとも積極的に取り締まりを

強化しておられるのか、そこら辺についてお尋ねしたいわけですが。

○赤澤政府委員 ただいまの販売面の取り締まりと申しますのは、警察がやっておるわけでございますが、これはいわゆるやみ売り等でございますので、なかなか追及もむずかしいという点もあろうかと思っております。私もいいたしましては、むしろ製造メーカーの段階でこういったものの製造が行なわれないようにするというのが、根本的にこういったものの横行を防ぐゆえんでもございまして、通産省はもちろんでございまして、都道府県等を通じて、十分メーカー対策として、違反計量器の製造をさせないようにつとめてまいりたいと存じておる次第でございます。

○大村委員 そういふ点の取り締まりはどことがやるのですか。今日どういふ形で行なわれておるのですか。

○赤澤政府委員 計量器の製造メーカーでございますが、いま全国で千五百五の事業場がございまして、このうちで九人以下という従業員を持つております。このうちで約八百五十ばかりあるわけでございまして、きわめて零細企業であり、また多数のところに散在をいたしておりますので、必ずしもこういった点につきまして中央官庁である通産省がじかにこれを指導するというのもなかなか困難と思ひます。年に二回全国の都道府県の計量関係の担当官会議を持ちまして、そのつどこういったことが、やはり議題になっております。私もいいたしましては、都道府県あるいは計量の一斉取り締まりを行ないます特定市、あるいは都道府県の計量の検定所、こういったところの職員を随時こういった工場に巡回派遣をいたしてまいりまして、そういった方々から、いま申し上げましたような違反計量器の製造が行なわれないような指導、監督をしてまいっておるわけでございます。今後ともこの点につきましては、なおそういった措置を強化してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○大村委員 ただいまの御答弁の中で、販売面よりも、むしろ製造面を取り締まるべきである。これはもともとなおことばでございまして、私もその根源を絶つという意味においては異存はないわけですが、今後ともこの種の取り締まりについては十分配慮をしていただきたい。

そこで通産省にお尋ねしたいのですが、政務次官に聞くのはちょっと事務的、技術的で恐縮なんです。いまお聞きのように、メートル法の完全実施をめぐって一部の業者では、いわゆる尺貫法による鯨尺あるいはものさしのようなものは製造禁止になった。もちろん過渡的な措置もありました。これは計量行政から見ても立場でありまして、通産行政としてそういう零細企業、それから商売の成り立たなくなった生業的な業者に対する転産業措置、そういう助成措置は講ずべきであつたと思ふのです。これが御承知のように、いま小規模企業共済法、これは自前で、昔でいう頼母子のようなもので、別に政府はいたした出資はしておりません。これでだんだんどう見たとは言えない。製造禁止になったり、あるいはまた販売禁止になったりした業者に対する政府の援助措置とか指導とかいうものは、どういふふうに行なわれたか。私はかなりの数があつたと思ひますが、そこら辺をひとつお尋ねしておきたいのです。これは次官に言うのはちょっと恐縮なんです。どなたかおられますか。

○通産政府委員 通産省では中小企業育成のために、そういう零細企業者に対しては、できるだけのことを行なう考慮してやっております。ですが、転産業に対しては、具体的にははつきり存じませんが、できるだけそういう点につきまして指導しておるつもりでございます。

○赤澤政府委員 尺貫法からメートル法に切りかわる場合の中小企業の問題でございまして、機械そのものの、たとえばものさしで申しますと、目盛りを打つ機械、こういう機械は、機械そのものが、尺貫法からメートル法に変わったからといって特段に大きく変化するものでもないわけでございます。

す。また計量器そのものの需要は、年々非常にふえてまいっておりますので、こういった中小企業分野におきましても、需要は安定的に伸びてまいっております。そういう意味合いから、切りかえ当時、だいたい前のことでございまして、特に中小企業はかりをつくります業から他の事業に転換をいたしますとか、あるいは今回の不況の場合におきましても、倒産するとかいうような事例は、ほとんどないものと私も承知をいたしております。これはあくまで計量器の需要というものが非常に安定的に伸びておる、こういうことがその裏づけになっておるかと思ふわけでございまして。なお通産省といたしましては、中小企業の振興関係といたしまして、中小企業近代化促進法におきまして、昭和四十年年度におきまして、はかりの製造業及び圧力計の製造業、この二業種を指定いたしました。これらの事業の近代化基本計画を目下策定中でございます。そのほかにも機械工業の振興臨時措置法でもって、特殊なものにつきましては機械を指定し、それぞれ必要な合理化計画の推進をしております所存でございます。

○大村委員 ことさらに転産なり廃業なりをメートル法の実施によって余儀なくされるものについて、配慮をしたという面はあまりないようですね。ただ、いま御答弁のありました中に、需要はふえた、だから倒産するものもないはずだ、あるいは転産もそういないはずだということでありました。私がお尋ねしたのは、かね尺や鯨尺、こういうものを一つ一つおる業者が製造禁止されたから、さぞかしお困りになったでしょう、そういうときに政府として手を差し伸べられましたが、こういうことをお尋ねをしたわけであります。これはメートル法の目盛りと同じじやありませんから、その機械が役に立つわけではありません。機械の取りかえなり、あるいはさらにそれに伴って近代化を行なわなければならない、いろいろな要請が私はあつたと思ふ。その点についてお尋ねをしたわけでありまして。なおこういうときに、とかく計量行政という面だけが表面に出て、業者の関係というも

のはどちらかという陰に隠れがちになるのであります。こういう点こそ政府は十分配慮をすべきだ、こういうことを御意見として申し上げておきたいわけであります。

それから御承知のように三十四年一月以来、七年間もメートル法の実施を猶予されてきたところの土地、建物関係、これもいよいよ四月一日からメートル法の完全実施というに踏み切ったわけでありますが、この完全実施をめぐって通産省なり法務省なり建設省、これら関係機関の間の意思の不統一から各省ごとにはばらばらの通達が出て、下部出先機関、あるいは不動産業者等、国民の間にかんがりの混乱を生じ、当衆議院商工委員会三月の末でしたか、田中委員から指摘をされて問題をかもし出し、三木通産大臣から陳謝の意が表せられたことは御承知のとおりであります。これは過ぎたことですからいまさら追及する意思はありません。問題はその後の実施状況、これがどういうように行なわれておるのか、私はちょっと疑問に感ずるわけでありまして、申し上げますのは、先般ある新聞を見ますと、登記所では依然として坪が幅をきかせておる、こういうことであります。坪が幅をきかせておるというのは、今日登記簿の書きかえ等が坪で行なわれておる。こういうことのようにあります、五月の二十五日ですかに開かれた全国計量行政機関主任者大会でも、地方代表からこの問題が強く出されて、通産省は近く法務省にメートル法の完全実施を申し入れるということが実は伝えられておりました。これが事実かどうか私はわかりませんが、もしそれが事実としてあるならば、これはちょっと問題でありまして、メートル法の完全実施を強調し、迫るところの政府自体がそういうような姿勢であるならば、これは私どもは追及せざるを得ないのであります。この点についてどういうように把握をしておられるか、ひとつお尋ねしたいわけでありまして、もとと通産省と法務省はどちらもスタートから足並みが乱れ、しかもそれがある週刊誌等では、これは信憑性のほどは別であります、法務省では電撃

作戦とかいわれて、通産省が意表をつかれてやられた。その意図というものは、通産省の言うようにそう簡単には書きかえはできません。そこでかなりの余裕期間を置かせるためにああいような手を打たれたとか、いろいろ巷間おもしろい話が伝えられております。通産省はかなり積極的であるが、法務省は実態論かどうか知りませんが、消極的である。こういう感じがありますが、あなたのほうはどういうように把握をしておられるか、お伺いしたいわけでありまして。

○赤澤政府委員 坪をメートルに統一すること、先般各省間の通達にいろいろなふざけがございまして、たいへん御迷惑をかけまして申しわけないとして存じております。

その後の問題でございしますが、ただいま御質問にございしましたように、先般の全国計量行政機関主任者大会、通産省が春秋二回全国から集まってもらいました協議をいたしておるわけでありまして、この席上、ある府県の担当者から、現在法務省は土地台帳と登記簿との一元化作業をやっておりますが、その一元化作業の過程において、たとえば土地台帳から登記簿に新しい様式で書きかえるわけにございしますが、まだどうも坪でもってそのまますき写しをしようとする例がある、これは今回メートル法に統一されるにあたって困るんじゃないか、こういう質疑がございました。いろいろ私も実情を調べてみましたところ、やはりそういう例がある、これは遺憾である、こういうふうなことでございします。何ぶんにも全国で千七百六十所ばかりもございします登記所のことでございますので、法務省といたしましても、全部が全部目が届かないという点もわかるわけにございします。私が、私どもと法務省との約束では、この三月末で土地台帳から登記簿に大体全体の約五五％程度のものがすでにメートルでもって書きかえが終わっております。残りのものはこれから何カ年かの間に書きかえをいたすわけでありまして、その書き写しの際にはメートルでもって書き写し

をしてもらいたい、そういうふうにいたしました。う、こういう約束ができておったわけでありまして、ところが具体的な問題といたしまして、いま申しましたように全国千数百カ所というような非常に数にのぼる登記所でございますので、法務省の通牒がはき出されておりました、その点一、二の箇所においてそういう事実があったというところを法務省も認めております。当時私も法務省に對しまして、今回の法律のたてまえ上ことに遺憾であるので、今後少なくとも書き写す分についてはメートル法で完全に実施してもらいたいという申し入れを直ちにいたしました、法務省といたしましては、事実を調査いたしましたのでございまして、今はまだ法の精神にもとるわけでございまして、今後かかる事例のないように積極的に各登記所の書きかえ作業を指導いたしますという約束をいたしております。今後はかかる事例のないように、書き写しの際には、全部メートル法でもって書き写されるということにならうかと存じます。

○大村委員 今後はスムーズにいくなかな御答弁であります、はたしてそうかという点については私はかなり疑問を持っております。法務省のほうは、手違いやあるいは通達のおくれから、登記簿の記載が依然として坪で行なわれたということ、でなしに、いまこれを四月一日から書きかえる分については、いまメートル法に換算するとかかなりの手数が要する。しかもアルバイト程度では、内容が内容で重要なものですか、それと簡単にいえない。そこでひとまず坪で記載しておいて、あと四十二年度くらいから予算をつけてもらって、そうしてこれを四十六年度をめぐってひととつやろう、こういう意向があるのじゃないかと思うのです。このことは、先般の田中委員の質問の中で、一体いつごろをめどにこれを完了するのと言ったところ、いま私が申しましたように、四十二年度からは予算をつけて四十五、六年度までには終了したい、こういう御答弁であったこととかね合わせてみると、そのことが言えるのではないかと思ひます。同じ政府機関でありますから他省の悪口は言

えないでしようが、もう少し法務省にしりをたたいてもらいたい。でないと、こういう政府の態度である限りは、一般の民間について罰則を設ける伝家の宝刀をいつ抜くか知りませんが、そういう条文を設けても、やはりそういう威令というものは行なわれないで、なめられてしまう。政府自体の姿勢を見ても、だれでもそう言うでしょう。私はこの点については十分配慮していただきたいと思ひますが、次官からひとつ大臣のかわりとして御見解を承っておきたいと思ひます。

○通産政府委員 御趣旨の点は十分実行に移してやっておりますのでございします。

○大村委員 そのことをよく記憶しておきます。それから次に、計量器の器差、公差の問題、それから使用上の量目公差の問題、これについてお尋ねしたい。

御承知のように計量器には一定幅の狂い、つまり器差が法的に認められております。また取引、証明などの使用に際しては、法律の七十二条で量目公差というものが認められております。器差に加えて量目公差、こういうことになりまして、かなりの誤差が生ずるのではないかと思ひます。ものによってはたいしたことはないでしょうが、マツタケとか、最近カズノコが非常に高くなつて、カズノコをデパートで買うには貴金属売り場に行つたほうが早いといわれるくらいカズノコがわれわれ庶民にとっては非常に高い存在になっておりますが、こういうものとか、あるいは上茶、コーヒーその他高価なもの、こういうものは金額的に損得が問題になってくると思ひます。私が説明するまでもなく、売り手と買い手の関係から見ますと、その立場は常に逆でありまして、売り手が得をする場合には買い手が損をする、あるいはまた買い手が損をする場合には売り手が得をする、こういうような逆の立場にあります。私どもこの点を考えてみますと、通常売り手というのはやはり利潤追求というものを頭にに入れておりますから、そうそう損をしないようにやるに違ひない。そうなつてきますと、買い手、つまり一般国民大

ははなはだ法の精神にもとるわけでございまして、今はまだ法の精神にもとるわけでございまして、今後かかる事例のないように積極的に各登記所の書きかえ作業を指導いたしますという約束をいたしております。今後はかかる事例のないように、書き写しの際には、全部メートル法でもって書き写されるということにならうかと存じます。

○大村委員 今後はスムーズにいくなかな御答弁であります、はたしてそうかという点については私はかなり疑問を持っております。法務省のほうは、手違いやあるいは通達のおくれから、登記簿の記載が依然として坪で行なわれたということ、でなしに、いまこれを四月一日から書きかえる分については、いまメートル法に換算するとかかなりの手数が要する。しかもアルバイト程度では、内容が内容で重要なものですか、それと簡単にいえない。そこでひとまず坪で記載しておいて、あと四十二年度くらいから予算をつけてもらって、そうしてこれを四十六年度をめぐってひととつやろう、こういう意向があるのじゃないかと思うのです。このことは、先般の田中委員の質問の中で、一体いつごろをめどにこれを完了するのと言ったところ、いま私が申しましたように、四十二年度からは予算をつけて四十五、六年度までには終了したい、こういう御答弁であったこととかね合わせてみると、そのことが言えるのではないかと思ひます。同じ政府機関でありますから他省の悪口は言

えないでしようが、もう少し法務省にしりをたたいてもらいたい。でないと、こういう政府の態度である限りは、一般の民間について罰則を設ける伝家の宝刀をいつ抜くか知りませんが、そういう条文を設けても、やはりそういう威令というものは行なわれないで、なめられてしまう。政府自体の姿勢を見ても、だれでもそう言うでしょう。私はこの点については十分配慮していただきたいと思ひますが、次官からひとつ大臣のかわりとして御見解を承っておきたいと思ひます。

○通産政府委員 御趣旨の点は十分実行に移してやっておりますのでございします。

○大村委員 そのことをよく記憶しておきます。それから次に、計量器の器差、公差の問題、それから使用上の量目公差の問題、これについてお尋ねしたい。

御承知のように計量器には一定幅の狂い、つまり器差が法的に認められております。また取引、証明などの使用に際しては、法律の七十二条で量目公差というものが認められております。器差に加えて量目公差、こういうことになりまして、かなりの誤差が生ずるのではないかと思ひます。ものによってはたいしたことはないでしょうが、マツタケとか、最近カズノコが非常に高くなつて、カズノコをデパートで買うには貴金属売り場に行つたほうが早いといわれるくらいカズノコがわれわれ庶民にとっては非常に高い存在になっておりますが、こういうものとか、あるいは上茶、コーヒーその他高価なもの、こういうものは金額的に損得が問題になってくると思ひます。私が説明するまでもなく、売り手と買い手の関係から見ますと、その立場は常に逆でありまして、売り手が得をする場合には買い手が損をする、あるいはまた買い手が損をする場合には売り手が得をする、こういうような逆の立場にあります。私どもこの点を考えてみますと、通常売り手というのはやはり利潤追求というものを頭にに入れておりますから、そうそう損をしないようにやるに違ひない。そうなつてきますと、買い手、つまり一般国民大

ははなはだ法の精神にもとるわけでございまして、今はまだ法の精神にもとるわけでございまして、今後かかる事例のないように積極的に各登記所の書きかえ作業を指導いたしますという約束をいたしております。今後はかかる事例のないように、書き写しの際には、全部メートル法でもって書き写されるということにならうかと存じます。

のほかりにおきましては、その材料あるいは機構というものが相当進歩しておりますので、こういうものにつきましては従来のものに比べますと相当こまかい公差を適用されておるといふ事例は相当ございます。

○大村委員　今度の法改正の趣旨の一つに、技術の進歩ということが強調されております。技術の進歩は、安定性のある計量器がどんどんでき出した。あるものは不良でありあるものは優良である、そういうような不安の状態でなくなつた。これも一つの技術の進歩でしょうが、私は技術の進歩の中には電気計器のようにやはりかなりその誤差が縮められていく、そういう要素もあると思うのです。ただ、いま御説明にありましたように、あまり高度にそれを求めると、零細企業等は設備を改善しなければならぬし、かなりそのた

めに資金的な必要に迫られ倒れていく。こういうことも配慮の一つとして考えなければならぬ、こう思います。思いますが、いつまでもその公差を技術の進歩の中で旧態依然で置いておくというのも、これまた一考を要する問題じゃないか。それは、質問のこれからが要旨であります。先ほど申し上げたように、日本は、日本人といいますが、そういう思想がやはり欠除しておる。たとえばアメリカあたりでは、ネット・パウンド・オー・オーパーですね、これまでが適正の量目である、それ以上あるいはオーパーしておるでしょうということを表示して、ちゃんと量目を表示するわけですね。こういうことがかなり実施されておると思うのです。日本には法律で設けられないとなかなかそういうことをやらない。やっても法律の範囲内で守られているから違反じゃないじゃないか。これは物価問題特別委員会等でもいろいろ議論になるところでありますが、今日のカルテル

る。これと同じ理屈でありまして、そういう公差が設けられるために、あるために——これはなければならぬと思います。しかしそれに甘えておる。そういう商人といいますが、企業等については積極的に指導してほしい。これはなかなかむずかしいと思うのです。確かにむずかしい。むずかしいが、それを積極的に指導する必要があると思うのです。あるいはまたそれを克服する一つの手として、今日家庭にはかりを備えなさいといふいろいろあるようですが、これも一つの手じやないか、こういう点を私は考えるわけです。

さらにこれに関連いたしまして、ガソリンスタンドのメーターですね、これは一リットル単位だと思ふのです。どれだけの器差なりあるいは量目公差が許されておるか知りませんが、ある製油会社は直売店をたくさん設ける。これはそういう現象はたくさんあると思います。今日物価問題を中心にしていろいろ議論されまして、通産省が指導して値段をつり上げてしまった。行政指導。こういう製油会社が直売店のガソリンスタンドを設けた場合に、メーター機器の製造メーカーと直結して、おれのところではたくさんガソリンスタンドがある。ついでにはあなたのところのメーターを買おう。だが法律では公差というものがちゃんとある。ついでには、いわゆるプラスになる——相手にいいようなメーターをつくらすといふ、それなら買ひましよう、こういうことが暗黙のうちに契約として結ばれることも想像にかたくないのです。私も電気検定所の特殊法人移行の場合にもいろいろ議論をしたところ。競争業者がかなりあって、それを使うものの使用者の数が少ない場合には選択をされます。その場合にはその業者に都合のいいようなメーターをつくらすといふことは、これは想像にかたくないのです。

そこで検定の問題等になってくるのですが、今度は型式検定ですか、抽出ですね。それはそれなりにけっこういたしたとしても、こういうものについてかなり教を当たつてみて、一体その器差といふものは、傾向としてプラスが多いのか、マイ

ナスが多いのか、こういうことも私は実査してみる必要があると思う。これをやらないと、私がいま指摘をしましたような問題もなきにしもあらずでありまして、たくさんそういうものを活用する場合には、わずかにリットルでも数によつては、ちりも積もれば山となるで、かなりの額になると思ふのです。こういう点についての配慮は一体どういうようにお考えですか。

○赤澤政府委員 ただいまガソリンスタンドの問題の御指摘がございましたが、実はそういう点につきまして私どももいろいろな点から調査をいたしております。東京都のガソリンスタンドで申しますと、この売ってありますガソリン計量器でございまして、これは東京都の計量検査で検定をいたしております。東京都のほうからこの点につきましていろいろと調べてもらったわけでありまして、いま先生の御指摘のような事実はなかったように報告を受けております。ただガソリンスタンドの問題は、いろいろな消費者から間々苦情が出ておるもので、実は先般ガソリンスタンドのガソリン計量器の検査を全国一斉にいたしました。いまお話のようにその検査の結果がいずれ、二ヵ月後に全国的に集まつてまいりましたので、その際一体プラスがどのくらいであったか、マイナスの誤差がどのくらいであったか、この点の結果も全部出てくることと思つております。私どももそういう結果を参考にし、かつ消費者のほうの苦情もございまして、その結果をもとにいたしまして、実はガソリンスタンドのガソリン計量器自身の公差をもう少し縮めたらどうか、こういう実は内々検討もいたしております。いずれこういうデータが出そろひましたところで、行政審議会の専門部会にはかりまして、御指摘のような点は今後逐次改善をしまひたい、かように考えておる次第でございます。

○大村委員 了解しました。目的意識を持って徹底的にひとつ調査を今後も続けてください。それからこれは電気の計量器についても言える

ことでありまして、いま御答弁を求めようとは思いませんが、同様趣旨でひとつお考えを願ひたい、こう思ふわけです。

それから計量行政審議会の答申に言うところの法律第七十二条及び七十五条の関係の指定商品ですね。つまり計量単位による取引の強制についてどうなつておるのか、お伺ひをしたいと思います。ですが、私は、計量思想の普及をはかるという観点から、できるだけ売り売りの幅を縮めるべきである。これは同様趣旨だらう——あなたたちもそうだらうと思うのです。しかし現実にはその指定された野菜とか肉とか魚とかこういうものについてどこまで強制されるのか知りませんが、それこそ北海道の沖でとれたタラが陸揚げをされて市場にかかり、仲買人にかかり、めぐりめぐって小売り人の手に渡つて、一きれ何ぼ、こういう形で売られておるわけです。これは一きれ何ぼで売ったほうが商人は実際は調子がいいのです。あるいは野菜でもそうでありましよう。しかしこれは一がいに山売りですか、そういうものが悪いといへない面もあるでせう。これは参議院でいろいろ議論なさつたようですが、夕方の混雑時に手数がはぶけるとか、あるいはそれだけの消費者の立場からそういうことがいえるし、取り扱ひ者の立場から手数がはぶける、いろいろありますけれども、やはり私は計量思想の普及をはかるためにはそういう問題もだんだん幅を縮めながらそれを実施さして行く、守らして行く、また守らせるような政府の指導、こういう姿勢とが相まって計量思想普及の効果があらがると思ふのです。この点についてひとつさらに御回答を願ひたいと思ひます。

○赤澤政府委員 計量行政審議会の答申にもございいますように、一山売りあるいは一さら売といふのが通常、日常生活物資の売りではよく見られるところでございます。ただこれは答申にも見られますように、やはり計量思想と申しまするか、お互いの生活の中で物をはかつて正確な価格で物を売買するといふことが、今後の消費生活の合理的

化という面からは非常に重要なことでございまして、私どももいたしましても、なるべくこういったことを取りやめて、計量による売買ということも今後とも普及してまいらねばならぬかと思ふわけでありまして。このあたりはいずれも都道府県の実際の商店街等の指導の面におきまして、今後ともその方向で極力努力してまいりたいと思ひます。ただいまお話しございましたように、やはり夕暮れどきの買ひものの混雑時におきましては、かえつて消費者もそのほうが便利だ、一々はいかつても待つておるよりも、これ下さいといふことですぐ買ひ取つたほうが早いという面もございまして、一がいにもう全部やめてしまふといふことはなかなかむずかしいかと思ひます。しかしながら、御指摘のように今後の日本の消費者行政の面から申しましても、また、消費者における生活の合理化という面から申しましても、やはり計量による売買という習慣をきちんとしていくということが重要な課題でございまして、なお主婦連でございまして、その他の方々にもお願いをいたしまして、そういう方向で極力指導につとめてまいりたいと思へておるわけでございます。

○大村委員 次に移ります。

同じく計量思想の普及あるいは消費者保護という立場からお尋ねしたいのでありますが、法律第七十五条で、商品を容器に入れ、または包装して販売するもの、いわゆる密封商品に対する正味量の表記が義務づけられておるのは御存じのとおりであります。これはまことにけっこうなことですが、包装商品の量目規格がばらばらでたくさんあります。したがって買ひ手の消費者の側は混乱をするわけですね。これも参議院でいろいろ議論になつたやうです。せつかく正味量の表示という心が、多種多様、いろんな似たような類似の、百グラム入りがある、百二十グラム入りがある、百五十グラム入りがある、こうなつてくると、表示があつても今日のようなスピードな生活の中では一々表示を見て——まあそれは見るのもいいか

もしませんが、そんなひまもない場合もあるし、大体似通っている、ああ、あっちのほうに安いわ、だが実際はそうではない。こういうことで消費生活市場を混乱させておる面がかなりあると私は思います。こういうものについていまいし何とか規格を考えることはできないのか。それはなるほど、あなたの答弁だったと思いますが、百グラムから今度は三百グラムと、こう段階を設けておくことは、中間がないために消費者は不便だという面は、それはあるかもしれません。しかし、あまりにも小刻みな規格が市場に流れておるじやないか、こういう点についてはやはり私は計量行政の行き過ぎだと単に考えるのではなくして、もう少し業者に協力要請をして消費者の立場を守るといふようにやっていたらどうか、こういうように考えるのですが、御意見いかがですか。

○赤澤政府委員 ただいまの点は先生全く御指摘のとおりだと存じます。私も見ておりました、ややどる御指摘のような点でむしろ消費者の便というよりも消費者が混乱をするのじやないかと思われ、実はバターがあるわけでごさいます。バターの各メーカーによりまする包装商品、ちょっとあまりにも似かよったもので、先ほどのように選択の自由というにはあまりにも混乱のほうが多いのじやないかというように点を突は感じております。消費者行政の面では、実は各省とも非常な関係がございまして、バターの問題につきましても最近農林省に御協力を求めまして、関係業者の方等集まっていたございまして、なるべく近い数量の表記は統一をしてみたい、こういう話を随時進めておるところでございまして。なお牛乳びん等につきましては、従来の一合というところで、百八十CCというびんで現在売られておるわけでごさいます、できればこういったものも切りのいい二百CCという単位に改めましますとか、あるいは最近売出された三合びんというの、実は三合びんもあれば五百CCのびんもあるというところで、消費者にたいへん御迷惑をかけている向きもあるように思います。この点につ

きましてはこれまた農林省と御相談をいたしました、牛乳びんをできるだけ早い機会に二百CCと五百CCに統一をしたい、こういうことでせつかく努力をいたしております。御指摘の点はまことにこともつとでございまして、私も関係の向きと十分協議をし、また関係業者、メーカーその他にも御協力をいただきまして、その方向で極力推進をいたしてまいりたいと存じております。

○大村委員 規格のできるだけの統一とそれから切りのいい単位を使う、こういうことについて付言説明がありまして、私はぜひそれをやってもいいと思うのです。ただ心がまえだけでなしに、ほんとうにそういう方向を目ざして強力に指導をするのかどうか、これが問題なんです。私は、たとえばしょうゆと酒をながめてみますと、しょうゆはかなり前から二リットル入りで売られておるわけですが、酒のほうは一・八リットル、まあ一升。一升はええと一・八リットルかといううな調子で、一升入りが売られておる。ちっとも改善されていないじやないか。酒の中であるのは極上酒、これは一升じやなくリットルで売られておる面もあります。しかしこれとて切りが悪いので、私は行政面にやる気があるかないか、この差のあらわれだと思ふのです。しょうゆの関係は、よく知りませんがこれは農林省関係ですか、お酒は大蔵省ですか、ちやうど通達がばらばらに出たと同じなんですね。あなたのほうではやる気がある、やりましよう、やりましようというが、ちっとも改善にならない。いまやれという、現実に一升びんがごろごろしてあって、いまこれをみんな割ってから切りのいいものをつくれといひたつて、それはとても無理でございましてからでございまして、それとてやる気があれば逐次改善をされていかなければならぬが、現在依然として酒はそういう形、私はこの点について大いに反省をしてもいいと思ふのです。これは農林省と大蔵省と

おたくもその点に対するところの指導調整という

のは十分でないと思ふます。国民生活局来ておられますか。——私は、こういうようになかなか計量行政というのがうまくいかないし、また国民の間で行政というより消費者の立場からいって混乱が起る、そういう点の調整を、通産省あたりじやだめだというわけじやありませんけれども、なかなか各省間にわたってうまくいかないような場合がある、そこで国民生活局に——国民生活に直結する重要な問題で、これからいろいろ計量行政を進める中で各省にわたる問題もあるようであります。こういう調整機能を国民生活局にやらしたらどうか、これも一つの方法であります。そういう点で国民生活局にはいろいろ言いたいことがあつたと思うのですが、私のいまの質問に対して御意見があればひとつ御見解を聞きたいと思ひます。

○中西政府委員 お話、伺っております、感じておるのですけれども、消費者行政あるいは消費者保護一般につきまして、計量について計量モニターがある。東京都あたりでは経済モニターを千人から持っておる。各地方でそういう形のモニターの活用が非常に進み始めております。さらに食品添加物とか衛生とか安全に関係のある商品の苦情の問題とか、いろいろございまして、そういう点全部ひっくるめまして、モニター制度の活用と、もう一つは末端の段階におきます消費者協議会のようなものの設置をそれぞれの地方公共団体が相当大きな重点事業として展開していただいたいというように、われわれの仕事を進めたいと思ひます。これは権限を持って下に流す仕事でなしに、実態を吸い上げる仕事でございまして、いわば重複があつてもいいのではないかと、うふうふにも考えます。そういう意味で、通産省、農林省あるいは大蔵省の話が出ましたが、私どものほうからも地方公共団体等と呼びかけまして、できるだけ実態の把握を正確にして、消費者の苦情あるいは消費者の保護といひますか、いろいろな立場での仕事を展開してまいりたい。そのために各省との間では消費者行政連絡協議会を実施して

ております。相当ひんぱんに開いておりますが、国民生活審議会のほうでも消費者保護部会がございまして、そういう問題を取り上げていただいておりますわけでありまして。

○進藤政府委員 ただいまの御意見は各省にまたがっておる問題でございまして、各省と十分連絡をいたしまして、通産省といたしましては御趣旨に沿うように十分強力に推進をいたしたいと思ひます。

○大村委員 そう言われるとあとが続きませんが、いま私があげたような問題がございまして、おざなりな御答弁とも思ひませんが、今後とも十分推進をしてみたい、このことを意見として申し上げておきます。

それから次に移りますが、パブリックスケールについてです。御承知のようにあなたのほうでは、家庭にはかりを備えよ、こういうことを計量思想の普及上いろいろ指導をされておりますが、これとてそう簡単に各家庭がかりを買つてはございせん。スムーズにいかない。したがって、一般の消費者は自分が買つてきたものが正確であるかどうかというのを確かめるよりどころがないわけでありまして。そうした場合に、町のどこかに正確な計量器が備えられて、常時気やすくそれが使えれば、大衆は量目の確認ができる。あるいは悪徳商人からも消費者は保護される、こういうことにならうかと存じます。こうした公衆計量器、いわゆるパブリックスケールの備えつけについて、国は積極的に乗り出すべきではないかという意見であります。いいまして、国が全面的に資金から、人の面から見るといひます、これはなかなかたいへんなことかもしれせん。そこで、たとえば計量協会ですね。零細企業等が集まって組織してあります。これは人の供出は資金的な面がある程度解決すればあるいはできるかもしれません。さらにまた都道府県に援助措置を講じてやるといふのも一つの手でございまして。そういうふうにして、このパブリックスケールの実施を今後推進できないものか。あなたの説明を

聞いておりますと、神奈川県横浜市、最近では新潟等がすでにこれを実施しておる、こういうことのようにありますね。したがって、不可能ではないという実績があるのですから、そこでひとつ国は積極的にこれに乗り出してもらいたい。来年度あたりはもっとも拡充してもらいたい。こういうことを一つずつやっていけば私は計量思想の普及ということは十分な実効をあげることができると思っています。そこで局長はうなづいておられますが、政務次官、このベブリックスケールについて来年度はうんとがんばって資金的な確保をはかり、また拡大普及をして実施していただきたいと思うのですが、そこら辺のあなたの御所信を承っておきたいと思ひます。あなたというよりも政府ですね。

○進藤政府委員 ただいまの御意見、私もまことに同感でございます。来年度の予算におきまして、ぜひともそういう点を実行できるように予算要求をいたす所存であります。

○大村委員 次にまいります。えらいきめこまかくて恐縮であります。ポンベによって販売される液化石油ガス、LPGですね。このプロパンガスの取引の実態は私が説明しなくても、あなたのほうがよく御存じだと思います。現在の取引は質量取引、これがほとんどでしょう。体積取引はほんの一部だと思ひます。したがって量目の正確な取引が行なわれておるかどうかというのは消費者にはなかなかわからない。

これはいささか表現が私的になって恐縮ですが、私どもの家庭でも、今月はあまりプロパンガスを使わないのにもうなくなった、こういうように妻がつぶやいているのをときどき聞くわけですね。こういう事例はたくさんあると思うのです。したがってこのLPGガスの取引についてメーター器を備えて、それによって量目の確認をやるどうか、そういう指導というのですか、もう指導というより、私はこういうものは密封の商品の一部とみなして義務づけたらどうか、メーター器がそれほど普及しておるか、技術がそれほど進歩して

おるかどうかは別にしましても、一部ではそういうことが行なわれておるようですから、この点についても何かひとつ考えていただきたいと思うのですが、どうでしょう。

○赤澤政府委員 ただいま御指摘のございましたLPGの取引でございますが、東京都で調べてみましたところだと、いま御指摘のほかによりまし質量取引が、大体全体の九割はそうでございます。あと一割ぐらいが、いわゆるガスメーターによりまして体積取引、こういうふうでございます。御指摘のように質量取引ではございませんけれども、正確な計量がなかなかむずかしいという事態になっておるように思ひます。そこで、こういったものに全部推量式のガスメーターをつけさせましてはかれば、幾ら使ったか、残ったかということとはきわめて明瞭になるわけでありまして。ただ残念なことに、こういうLPGに使用しますガスメーターの開発と申しますか、いわゆる小型計量であつて、しかもあまり値段も高くはないというものの開発がなお十分な段階ではないわけでありまして。最近漸次そういうものが出回つてまいりまして、ただいま申し上げましたように、東京都等ではまあ体積取引をやつております。三分の一ぐらいのものはこのガスメーターが取りつけられておるといふような実情でございますので、ますますこれを普及してまいる必要があるわけでございます。この質量取引と申します点につきましましては、これは各家庭とも当然行なつておるわけでございますが、むしろ取引の公正確保といつた点から質量をはつきりと計量して、そして実際に使用した量だけを取引させるということをしてLPG取引については義務づけたらどうか、こういう意見が出ております。この点につきまして、私も省内でも検討いたしましたわけでございますが、何ぶんにも一般的な取引形態ということになりませんので、計量法の今回の改正に含ませるのはいかがでしょうか。たとえば液化石油ガスに関する立法等が別に行なわれるといたしますと、そういう法律の中でこの点をむしろ売り手のほ

うに義務づけるというような体制が個別の問題としては望ましいのではないか、こういう方向で通産省内部では検討が行なわれております。いずれにいたしましても、LPGにつきまして十分質量を正確に計量し、そして売っていく、このことの必要は御指摘のとおりでございます。

なお今回の法律改正におきましては、御存じのように七十五条の二というのをつくりまして、この対象品種といたしましてはLPGを指定をいたしまして、このポンベの中に幾らLPGが入つておるかということとを明瞭に記載するところまでは、一般的な法律である計量法において施行をいたす所存でございます。

○大村委員 今後強力に推進していただくことを要望しておきます。次に国際単位移行の問題ですが、今度の法改正の一つとして国際度量衡総会で重要な決議が行なわれた。したがってわが国もその決議に従つて計量法の規定を改正しよう、こういうことのもうであります。この国際関係の決議、これはそれこそいろいろややこしい内容がありまして、角速度のラジアン毎秒ですか、それから立体角のステラジアン等を計量単位として追加するとか、その他いろいろ複雑でややこしいことがたくさんきまつておるようであります。この中で電気のアンペアの単位の問題一つを取り上げてみましても、この国際単位というのはずっと昔からあつたわけでありまして、わが国におきましては明治四十三年以来五十六年間国際単位とは違ふものが使われておつたことは認識しておるのですが、間違ひでしようか。ちよつとそこら辺説明してください。

○藤波説明員 お答え申し上げます。ただいま御指摘のとおり電気関係の単位につきましては、明治四十三年制定の古い電気測定法に定められておりました。それは国際電気単位で定められておつたものでございますが、今回電気測定法を廃止して、計量法と合体をする際に全面改正をする機会に、絶対単位へ移行変わる、こういう案で盛られておるわけでありまして、ただ内容的に申し上げ

げますと、その両単位の間差というものはきわめて微少なものでございます。

○大村委員 いま説明なさりましたように、国際法上の単位は即わが国の単位に相なっているかという、そういうことに必ずしもなっていないかつた部門があるわけですね。この国際度量衡総会の決定というのはい九六〇年ですか、いまから五、六年前にこれは決定されておつたようですね。一般国民にはたいして支障はないのですが、学術研究、こういう部門についてはやはり国際単位を自動的といいますか、そういう決議があり世界的にそれが使われる場合には、わが国も直ちに取入れられる、こういう体制が私は望ましいのではないかと申すわけですね。しかし今日の法改正でそれが合

わされるとしてもすでに五、六年おくれである。したがって事業法を改正しなければそれが取り入れられないということになし、事業法は事業法として改正してもよろしいし、据え置いてもよろしい、単位の問題だけは別の法律といひますか、そういう独立したものに、事業法を改正しなくてもそれが直ちに単位を法律だけを改正すれば取り入れられるというふうな、もう少しスピードにやれないものでしょうか。私はそのことが学術研究をスムーズに世界との比較において行なわせる重要な問題だと思ひます。一般国民には確かにびんとこないし、たいした問題じゃありません。そういう点についてひとつお考えになる意思はございませんでしょうか。

○赤澤政府委員 御指摘のようにこの計量法という法律は、いわゆる計画の単位をきめておりまするいわば単位法、それから計量器を中心にした計量器のいわば製造事業の取り締まりと申しますか、そういうものと、また計量器を使用いたします面における消費者の保護、こういった三つの大きな柱がそれぞれ一本の法律の中にまぎつておる法体系をなしております。ただここで問題になりますのは、計量の単位と申しますと、いかにも抽象的でございますが、いずれにいたしましても単位を正確に表現をいたします機械

がなければ、ただ抽象的に単位というものだけがあるわけではございません。したがって、単位、その単位をあらわす機械、つまり計量器、これとの間はいずれにいたしましても密接不可分のような関係にありますので、これが一つの法体系のもとに行なわれておる、こういうたてまえに相なっておるわけでございます。

国際度量衡総会でございしますが、これはもう御存じのように計量単位の確立あるいは精度の向上、また計量単位計の整備、こういうことを主たる目的といたしまして世界的に行なわれておる総会でございします。ここでもいろいろな決議が行なわれるわけでございますが、この決議自身はもちろん各国を拘束するものではございませんが、それだけの各国の事情に応じてこれを各国が取り入れる、国際的な一定の標準のもとに學術研究をはじめとして全体の進歩をはかっていく、こういう趣旨に相なっておるわけでございます。私もといたしましてはこの総会の決議がございしますととにかく早速に取り入れられるものはいくら取り入れるわけでもございまして、たとえば昭和三十六年の法改正におきましては、メートルの定義の変更、あるいは温度の計量単位の変更あるいはカンデラの基本単位への組み入れ、この三点を三十六年の改正、すなわち総会の決議の翌年に御提案申し上げ、ここで可決をいただいたわけでございますが、その他の単位につきましてはやはり国内の各科の学会あるいはこれを具体的にあらわしますところの計量器の関係メーカー、こういった点につきまして十分な討議をいたしまして、その辺の結論がまとまりましたところでスムーズに新しい単位に移行していくという必要がございましたので、今日まで見送っておりました。かつまた全体の計量法体系を整備をされるという今回の改正を機にこれを取り入れるということにいたしましたわけでございます。御指摘のように単位法だけ別に取り出してという考えもあろうかと存じまするが、やはり単位を規定いたします法律と、単位をあらわします計量器の行政というものが一元

化されたほうが、私どもとしては適當ではないか、かように考えます。ただ、御指摘のように、今後度量衡総会における決議等につきましてはできるだけ早くその内容を検討し、関係の向きとも協議をいたしまして、スムーズにこれが実行されることが望ましいことは申すまでもないと思存じます。

○大村委員 関連してお尋ねしますが、日本學術會議、それから計量行政審議會、これが国際決議を受けていろいろ審議をされたと思うのですが、結論はいつ出たのですか。答申ですか結論ですか、その時期をお尋ねしたいのです。

○赤澤政府委員 計量行政審議會は、この全体の答申を昨年の五月にいたしておりましたが、計量単位の問題につきましてはさらに學術會議等におきまして検討していただいております。學術會議から最終的にこういう単位を制定するのがよろうという御答申をいただきましたのは本年の一月でございます。これをもちまして、今回の法律案を策定した次第でございます。

○大村委員 わかりました。六年間日本學術會議においていろいろと検討された、長いことございせんかと言つても、しろうとの私ですからあまり立ち入った御意見は差し控えます。ですが、いま御答申になりましたように、できるだけ早目に取り入れる、こういう姿勢だけはひとつ今後とも変えないでやっていただきたいと思存します。

この国際単位の問題に関連してお尋ねするのですが、日本の真珠は、私の聞くところによりまして世界共通の単位になっておる様に聞いております。もしそうだとするならば、これを単にグラムとか、カラットというのではないでしようが、そういうものに直すというの従来が行きがかり上、その簡単にはいかないだろうし、また日本は世界で第四番目の工業国といばつておつたてたいした内容はないのですが、せめてこういう国際的な単位の中に、日本の真珠のふぐらひはひとつ万国共通、胸を張って通用するぐらいの措置を講じてもらいたい、こう思うのです。これは第

七条の關係の補助計量單位ですか、そういうこともあろうかと思存しますが、その辺についてひとつ御見解を聞きたい。

○赤澤政府委員 真珠の輸出は御存じのように世界一でございますが、調べてみますと、やはりふぐらひというのを英語流に直したモメという単位で實際は取引をされておるようでございます。国内でも一品一買います私どもはそういう取引はしないわけでございますが、業者間の取引では實際はふぐらひでなされておるわけでございますが、契約書は計量法の關係がございしますので、これをグラムに直して書いておるようでございます。そういう点、たいへん不便もございまして、真珠業界のほうから、ぜひふぐらひを計量法第七条によつて、「政令で定める特殊の計量の用途に用いる」體積の單位として、ひとつ規定をしてもらいたい、こういう要望が出てまいつております。いま御指摘のように、世界的にモメという單位で取引が行なわれているような実情にもございしますので、私どもも近々計量行政審議會等の關係の部会にもはかりまして、できれば第七条で指定をしてみたい、かように考へておる次第でございます。

○大村委員 そういふふうにとつと善処を要望しておきます。

以上いろいろ御質問を申し上げましたが、今後十分取り締まりなりあるいは指導なりをして実施をしたいという御答申があつたわけでありまして、これは答申としてはけっこうであります。問題はこれが実施されるだけの體制があるかどうかというところなんです。要員措置、予算措置です。御承知のように消費者保護の立場で言うならば、立ち入り検査もありましよう。あるいは定期巡回検査もありましよう。あるいはまた型式承認制によるところの計量器の検定のチェック方式の採用、これだけ手が抜けるわけなんです。あるいはまた製造業者に対する製造設備及び技術能力等、各般にわたつての従来きびしくチェックされていたのが、その許可制を緩和して、検査設備のみをチェッ

クする登録制への切りかえ、あるいは製造業者に商品の社内検査に關する検査規定の順守、つまり行政なりあるいは検定の簡素化をやることによつて能率は上がりますけれども、そういう面において手が抜ける部分については、さらに補充的な要素というものが生じてくると私は思うのです。これらはすべて機構、人の問題だと思存します。私が調べたところによりますと、計量行政關係の要員、通産省關係、昭和三十九年度では二百八十三名、四十年では二百八十三名、四十一年度二百八十三名、三十九年を一〇〇とすれば、全然変わっていないわけでありまして、予算的な面によるベアアップ等もありません。この要員の面から見ると、今日までの通産省の計量行政に取り組む熱意のほどが大体うかがわれるわけなんです。たいしたことはない。なるほど都道府県段階あるいは特定の市の段階では、この二、三年來四、五十人の人がふえたわけでありまして、これは全国的ですから微々たるものです。ところが今度は法の改正によつてかなり手が浮くといひますか、人手が浮く部門もあります。だからそのほうの浮いた要員をこれからやらなければならぬ。取り締まりの強化とかいろいろな面に集中的に持つていくんじゃないか。常識的にはそう言えると思存します。私は時間が十分ございせんから簡単に申し上げますが、いまの要員ではあまり期待はできないんじゃないか。もつともつと積極的に予算を確保し、要員をふやす必要がある、と同時に都道府県についてもその要請を行なう必要がある。今日まで行なつておられるのでしうけれども、国の姿勢がこういう姿勢では、都道府県にふやせふやせといつても、その本気にはならないと思存します。先ほどバブリックスケールの問題も御意見申し上げましたが、これからやらなければならぬ問題、これは国がやるか都道府県がやるか、協会のやるかは別にしまして、国がやらなければならぬ問題はかなりあると思存します。こういう点について、あなたのほうは要員措

置を、来年度あたりになると思いますが、今後増員措置をお考えになっておられるかどうか、そこら辺についてひとつ御見解を承りたいと思うのです。

○赤澤政府委員 中央、地方を通じてますこの計量関係行政の要員でございしますが、中央の要員の大部分は、先ほど来申し上げておりますような、主として計量研究所の検定関係の要員でございします。今回の法律改正を契機といたしまして、型式承認その他のことが行なわれるわけであります。

ので、計量検の人員につきましては、今後、来年度を初年度といたしまして、三カ年計画でもって人員の増加をはかってまいりたいと考えております。地方庁の面は、これまた関係の資料でもございしますように、約三カ年で特定市及び都道府県におきまして、百数十名の人間がふえてきております。ただ、何ぶんにも消費者行政等が非常に重視されておるおりからでもございますので、なおこういった面の人員の充足等につきましては、地方におきましてでもできる限りの予算的援助を行ないまして、今後とも増加の方向に努力を続けてまいりたいと存じておる次第でございます。

○木村委員　あと田中委員が御質問なさるそうでございますから、私は一点だけ最後に御質問申し上げます。それは、製造事業及び修理事業の登録の問題です。

改正案によりますと、計量器の製造または修理の事業については、検査設備だけのチェックによる登録制になりました。その反面、社内検査規程をつくってそれを守らせることにしておりますが、この登録制についての要件である検査設備の基準のとり方、これが一体どういようようになっておるのか。これは省令ということになると思います。あなたの御説明によると、今度の法改正では、对人的な規制、つまり一定の技術とか知識を要する、そういう必要性をあまり強調しない。特殊な精度の高いものとか、健康、人命にかかわる、そういうものについてはあるようであります。総体的には对人的規制というものを緩和をした、こうい

うことのようにです。いま申しましたような検査設備について、基準のとり方によっては高度な設備を要し、高度な設備であるがゆえに比較的高い知能なり技術を要する要員が必要になってくる。そうなると、中小の零細企業等には、とてもじゃない、これがやれなくなる。能率はあがってもそういうものはやれなくなる。とすれば転廃業じゃないが、脱落するか総合をするか、何かをしなればならなくなる。この点についてお考えをひとつ聞きたい。

○赤澤政府委員 今回の法改正で、従来からの許可制を登録制ということに改めたわけでございますが、いわゆる検査基準、検査の機器等につきましては、精度の問題でございしますが、これにつきましては、それぞれいろいろな業態によりまして異っておることは申すまでもございせん。特に中小企業等が多数にこれを生産いたしております、いわゆるはかりあるいはものさし、こういったものと、あるいは非常に精密な機械測定機のようなものは、当然これが異ってくるわけでございます。従来の許可制におきまして、こういった検査機械等は、一定の要件になっておるわけでござ

いますので、今回の登録制に改めるということとを契機に特段に精度を引き上げるということは考えておりません。ただ、登録制にあわせてまして、従来なかったような、いわゆる自主検査、こういうものを励行する意味での検査管理規程といったものを十分私ども審査をいたしまして、こういったことが励行されることによりまして、中小企業製品についても十分な精度の高いものが出回ってくる、こういうことを期待をいたしておるわけでございます。

○大村委員 わかりましたが、大体この別途政令で定めるといふ条項があまり多過ぎて、法律やら、政令にウエイトがかかっておるやら、わからぬですね。こういう点についても意見があります
が、きょうは控えます。

大臣がせっかく来られましたから、私は締めくくりにしてもう一回要望しておきます。私は二時

間余り、計量法の問題に關して、消費者保護という立場でいろいろ質問してまいりました。その中には、貴重な意見もありますし、たいした意見でなかったかもしれません。しかし大体そうだとおっしゃいました。今後ひとつ善処したいとか、十分取り締まりを強化したいとか、消費者の保護を期したいとか、こういうことであります。そうしていきますと、要は要員の問題につながってまいります。もちろん従来の仕事にさらに仕事がつえらたというのでなしに、かなり簡素化された面があ

ることは大臣も御承知だと思います。したがって、その簡素化された要員、人員をふえた仕事に振り向ける、こういう効率的な人の配置も、これはある面では可能かと存じます。しかし総体的に私ども考えてみた場合に、あるいは大臣自身が参議院でいろいろな御答弁なさったその経過を振り返ってみても、やはり要員とかかなりの予算というものは必要になってくる。したがって本年度は期の途中でありますから、いま直ちにこうしろというわけにはまいらないと思います。来年はひとつ十分この法改正の趣旨を尊重されて、要員の、予算的措置を講じてもらいたい、このことを、ひとつ大臣

の心組みをお聞きをして私の質問を終わりたいと思います。

○三木国務大臣 この法案の趣旨を体しまして、要員等、必要な整備はいたす所存でございます。

○大村委員 終わります。

○天野委員長 田中武夫君。

○田中(武)委員 工業標準化法と計量法の一部改正法案につきまして、大体同僚議員が質問を続けまして終わりましたので、私最終的に、一、二点だけを簡単に質問して終わりたいと思います。

まず工業標準化法についてお伺いしますが、これはきのう桜井委員も触れた点でありますけれども、もう一度要請をする意味において大臣にお願いをしたいと思うのです。

御承知のように、現在JISマークの認可を受けておんのが八千三百あるそうです。それに対して、いわゆるこれの対象になるようなといいま

すか、零細企業まで含めると、企業者は七十六万あるわけなんです。七十六万あるうちで八千三百、あるいは一社で一つでなくて、二つ、三つもとおるところがあると思いますので、そうしますと、七十六万のうちできわめて少ない数のところだけがJISマークを受けておるわけなんです。しかも、テレビ等で広告を見ておりましても、これはそうではあるけれども、JISマークというのは国が品質を保証しておる、こういうことで、JISマークを受けておるということを――

これは国の保証といいますが、許可ですから、それはそうではあるけれども、どんな宣伝をしております。そうすると、JISマークを受けられるようなところまでいっているところは伸びると思いますが、そうでないところ、これはやりたくても設備その他でできないような零細がたくさんあります。そうすると、このJISマークの制度が、ある意味においては零細企業、これはほんとうの零細企業だと思います、これを切り捨てるような結果になりかねない作用を——JISマークの目的はもちろんそうじゃありません、しかしながら、結果的にそのようなことになりかねない事

実もありますし、また現にそういうのがあります。そこで、そういうものに對しましては、成り立つようないわゆる零細企業対策、これが必要だと思うのです。これは度しがいというようなと

ころもあるかもしれませんが、それはかつて死んでいけというのなら政治ではないと思うので

そこで大臣、JISマークを受けられるところまで設備等があるところはいいとして、JISマークを受けたいのだがそこまでいかないとい

う、結果的には切り捨てられていくような零細企業が多いという点に立って、これらの対策について十分配慮してもらいたいと思うのですが、きのうも質問もあつたと思いますけれども、もう一度確認します。

○三木国務大臣 J I S マークは、それで品質が保証されるだけに、競争上有利な地位に立つこと

は御指摘のとおりだと思ひますが、だからといって、そのことによつて競争上有利だから、ほかのものに悪影響を及ぼすからというふうには考えるべきではない。日本の中小企業、中小企業ばかりでなしに、日本の産業の発展のためには、これはいい制度です。そこで御指摘のように、零細企業対策といふか、転産業しなければならぬようなものもこれから出てくるでしょうし、そういうこととでは零細企業とか転産業対策とか、これは来年の予算とも相当関連をいたしますが、もつと強化していききたいという考えでございます。

○田中(武)委員 けつこうですが、いま申しましたように、目的はそういうことじゃないけれども、反射作用といふか、そういうことによつてより零細が切り捨てられていく、こういう現象が起つていくことを認識していただきまして、一その対策の強化をお願いいたします。

それから計量法について、二、三質問しますが、最近法の改正によつて法定事項を政令事項に持つていくという傾向が強過ぎる、私をして言わしめるならば、行政の立法に対する侵害である、これはあらゆる機会に私申し上げた。先ほど大村委員も若干触れたようでございますが、この点について私今回の計量法の改正も例外ではなかった、こう思うわけです。たとえば十二条の改正ですね。いままではそれぞれ法律によつて品種を規定しておつたわけなんです。それを今度は十二条の一号、二号、三号ずつと見まして、ほとんど「政令で定めるものを除く」というカッコ書きが入つていくわけなんです。そのことによつて法律だけではわからないわけなんです。あるいはまた同じ四十七条の(販売等の事業の登録)の面を見ても、政令委任が強くなつておるわけです。私は政令委任といふものは、基本は法律で定める、そしてこまかいところ、そこまでは法が手が届かないからそれは政令委任する。私は政令委任を頭から否定はしておりません。しかしながらどうもこのころは政令委任のほうが多過ぎて、条文を見ただけでは何のことやらわからない。こういう法律は私

はあまりいい法律であるとは考えられないわけなんです。今度の改正案あたりもそうなんです。法律の十二条だけ見ても一体何がわかるか、何もわからない。法律を見て大体のことがわかる、そういうのが私は法律だと思ふのです。そしてなおこまかいところ、常に移動するもの、また移動する必要があるもの、これを一々法改正の手続はとれないから、政令、省令に委任することはまたやむを得ないと思う。しかしそう常に動くものではない、また動かす必要のないものは法律で基本方針を定めるべきである。これはもちろん基本は定めておきますと言われるかも知れませんが、これじややはり立法という立場から言へば政令、省令委任が少し多過ぎる、こう思ひますが、いかがです。

○三木國務大臣 法律と政令というのは、やはり検討する面がある。法律で無理にきめなくていいのをきめておる場合もある。しかし大体法律で荒筋はきめて、法律を説けば大体荒筋がわかるという、その原則的な田中委員の説には私も賛成です。できるだけ政令というものはそういう荒筋でないこまかい点をきめられるべきで、今後はこういういろいろな法案提出の場合にやはりこの点は十分注意をいたす点だと思ひます。

○田中(武)委員 これは大臣が抽象的におつしやることは私の意見と一緒なんです。だれど具体的な面になつてくるとだいたい違つてくるわけなんです。きょうは法制局を呼ばなかつたのですが、各省間もやはり同じようなことでなくて、ある省はこまかくやる、ある省は大まかである、これでもいかぬので、むしろこれは法制局等一つの基準をびつしきめられるべきではなからうかと思ふのです。これはこの法案とは別個にあらためてひとつ質問等をし、あるいは法制局の見解をただすことにして、次にいきたいと思ひますが、これはほんとうに政令、省令委任が多過ぎますよ。そう思ひませんか。私がいつも言う行政権の行き過ぎがここにもあらわれてきておるといふことだけを指摘しておきます。

それから、これは大臣でなくて政府委員でけつこうですが、体温計とか血圧計というのは、計量法では体温計は残ります。これは計量器であるとともに、医療器であると思うのですが、これはどちらの部面にウエイトがかかるわけですが、これは厚生省も呼ぶべきだと思ふのですが、これは医療器の一種じゃないですか。

○赤澤政府委員 体温計、血圧計はいずれも医療用計量器ということでございます。両方が混合しておる分野だと思ひます。

○田中(武)委員 私は神戸の計量協会の人から手紙をもらったのですが、血圧計はいままでもいわゆる指定計量器じゃなかつたのです。これは兵庫県の計量協会の事務理事からの手紙ですが、神戸の医師会の委任を受けて、その会員の血圧計を検定したことがある。そうしたら三分の一以上が狂つておつたというのです。これは血圧の高い人、別にそれは思ひませんが、血圧の高い人は、血圧の数が五つとか十上がることも神経過敏になるようですね。それが三分の一以上も誤差があつたというようなことではどうかと思ふのです。これはどう考えますか。あなたがいま言つたように、医療用計量器というなら、体温計と血圧計を分けて考えることはどうですか。

○赤澤政府委員 体温計と血圧計の使用分野を見てもみまると、私どもの感じでは言いますと、体温計は薬局から買つて相当多数の一般家庭に入つてしまふ。血圧計はまず一般家庭で買つるものではないと思ひます。これはやはりお医者さんや病院であらうと思ひます。したがつてこつちのものは実は私どものほうの計量法の分野で行なつております。いわゆる計量器の一斉取り締まりの対象になつておりません。したがつて私どもとしては、体温計のごときものについては、一般家庭に入り込んでしまつて、その後年に何回かの一斉取り締まりを行なえないわけでございますから、いわゆる検定前の譲渡の禁止でございますとか、あるいは販売面におきまして、正確を期す意味で販

売業者登録の対象機種にしたらどうか、こう考えておるわけでありま。

一方血圧計のほうは、これは何ぶんにも専門家がおいになるわけですから、当然業法その他他体制下において十分なるチェックが行なわれておるのではないか、かように考えておりました。計量法としては対象からはずしておる。そういう意味で体温計と血圧計にやや差異をつけておる、かように考えております。

○田中(武)委員 その血圧計ではなかつた結果から先はお医者さんという専門家だと思ふのです。ところがお医者さんは計量に対してはやはりしつうとなんです。だから狂つていゝ——現に、あとでこれは見えますが、医師の委嘱を受けて検査した、三分の一が狂つておつたというのです。だからこれはやはりある程度考える必要があるんじゃないか。同時に、今度は体温計ですが、これは薬局等で売る場合、薬局は厚生省関係になると思ふのですが、医薬品販売としての認可をとつておる。同時にそれだけの資格を要求せられておるわけなんです。ところが、その薬局が体温計を売る場合は、別に計量器販売の登録を受けなければいけないことになっていゝ。これなんかどうですかね、もうすでに検定の終わった体温計なら、薬局での計量器販売、体温計を売るだけに一々認可が必要でしうか。一方において高度——高度というところかと思ひますが、高度の認可制がとられ、資格が要請されておるところなんです。しかもいま言つたように医療用計量器なら医療という上立つてもうすでに審査が終つたところであるわけなんです。その点について直ちに私はこれを修正するとかそれは申しませんが、検討に値するのではないかと思ふのですが、いかがですか。

○赤澤政府委員 体温計でございますが、体温計については実は計量行政審議会の答申の中で特に取り上げられております。各関係の委員がここで御討議の結果、一応私どもに対する答申としては、「体温計の如く、一般人が使用者であり、

かつ、定期検査の対象にならないものについては「云々」ということで、特に「流通段階を規制して、不良品が出回らないよう指導する必要があるか」「したがって」ということで、これは「登録した者でなければ営むことができない」というふうにしてはどうかという答申をいただきました。現状では薬事法においては、ただいま許可制というところを使われていたが、医療器具の販売につきましては届け出制になっております。したがって、薬事法で、届け出、今度は体温計を売ろうとすると登録というところで、少し計量法のほうが過剰規制と申しますか、規制が強いじゃないか、こういう意見がございます。そういう点につきまして、実は日本医師会あるいは薬剤師会等からも意見が、この計量法の答申が出た後におきましてまたあらためて出てきておりますので、私どもこの四十七条の販売業者の登録の対象になる機種につきましては、今後これを施行する段階で、あらためて計量行政審議会の関係部会を開催いたしまして関係者の意見を徴した上で最終的に決定をしたい、かように考えております。

○田中(武)委員 いまの答弁で一応了解いたしました。しかし私は、二重行政という必要があればそれはどうしてもやむを得ぬと思いますが、二重行政というようなことはあまりそこまでやる必要がないじゃないか、どちらかが主管であればそちらのほうで監督するというものでいいのではないかと、この感じもいたしますので、検討していただきます。

それからいま計量行政審議会の話が出ましたが、計量行政審議会を廃止しようという動きがあるようですが、どうなんでしょうか。一般的に審議会が多過ぎるということですね。大臣、われわれも賛成です。審議会が多過ぎるから少しこれを整理統合しろということには反対ではありません。しかし、自民党の内部等で審議会等について何か検討しているようですが、なくする中にこの計量行政審議会が入っているようですが、これは置いておくべきだと思うのです。いかがでしょうか。

○三木国務大臣 自民党のほうとしまして、どうも行政の責任体制、行政の能率確保、そういう意味から審議会が多過ぎるからこれを整理しようという意見が起りまして、三年以内に整理するという自民党の案の中にこれは入っているのです。しかしこれはわれわれとしても、まだ三年という期間がありますから、いままや廃止ではない、三年先というところで、それまでの間によく検討をしまして、これは相当な役割を果たしておる審議会ですから、十分な検討を加えたいと考えております。

○田中(武)委員 計量法といいますが計量行政は、流通の一つの保証になるわけなんです。計量行政がくずれれば流通経済というものがくずれてくる、こういう関係になると思うのです。それだけにこの計量行政審議会は、流通経済の上において果たす役割は大きいと思います。だから私は一がいに、名だけあって役に立たない審議会が多いと思います。それは整理してもいいと思います。だが、こういうのはなくすることに反対です。こういう点だけをひとつ要望しておきます。

それから大臣、これは私の地元の毎日新聞の神戸版ですが、五月三十日に「生きていくクジラ尺、よう売れます」こういう見出しで出ています。メートルになって、ことに坪と平米でいま混乱をいたしておりますが、それはそれとして、鯨尺なんというものは、これは法律上死んだのはどうの昔なんです。ところが現在では和裁をやる人はやはり鯨なんです。したがってこれは売れるわけですね。これは大臣御承知かと思いますが、滋賀県とか熊本県あたりの農家が副業に竹細工——竹細工と言ったかどうかと思うが、とにかくそういうような副業にやっているわけなんです。需要があるからつくって、そしてよく売れるというんですね。こういうことに對して一体どういう措置をとるべきか。そこでいろいろ考えてみましたが、第一番に、こういう鯨尺を売るといことが一体計量法違反になるか、こう考えたときに、まず計量法十条との関係だと思ふのです。と

ところがこれは取引、証明行為ではない、自分の家で家族用の着物を縫うわけなんだ。だからこれは取引、証明にならないから、十条違反とは言えないじゃないか。そうしますと今度は四十七条の販売登録の関係が出てくる。事実ここで摘発せられておるのは露天で露天商が売っておった。だからこれは四十七条違反だと思ふのです。そうするとこの二百三十五条によつて五万円以下の罰金、こうなるのです。しかしもうここまでくると鯨尺といったようなものは、もちろん計量器じゃないわけなんです。そうすると、これを売るのは四十七条です。大工のかね尺も今後同じことが起こると思うのです。これはやはり計量器じゃないといながら、これを売っているのが四十七条の登録を受けていないから違反だ、こうなるとちょっと矛盾しませんか。計量器じゃないのですけれど、計量法に指定せられた登録を受けずして販売した場合は四十七条の違反であり、二百三十五条によつて五万円以下の罰金とくるわけですね。しかし計量器ではない、これは一つの物、商品なんだ、それを売った場合に四十七条によつて違反だということと二百三十五条を適用するというのはどうですか。事実必要なんです。必要だからこそ売れているのですよ。これは大臣、よう売れませう、こういうふうに言うておるのですよ。事実よく売れておるようです。こころひとつ矛盾いたしませんか。指定計量器でないということならもういはずしてしまつて、四十七条も何も適用を受けないのだ、こういうことが言えるんじゃないですか。

○赤澤政府委員 法解釈の問題でございします。これはどうも法制局を呼んできませんと、正確なお答えがいたしかねるかと思いますが、私ども一応の解釈では、十条の規定が四十七条に引つぱられておると思います。したがって、十条でどういったものを用いてはならぬ、こう書いてあるわけですから、用いてはならぬものを売るのは、これはやはり何といひますか、用いてはならないものは計量器でないから売ったっていい

じゃないかという理屈じゃなくして、用いてはならないものを用いること自身が実は違反であります。売りますことが当然それからして違反である、したがって二百三十五条の罰則がある、一応こういう解釈をとつておるわけでありませう。しかしただいま御指摘のように、こういうようなものが売られておることは、私どもまあ新聞その他で拝見をいたしておりますが、ただこういうようなものが出回ること、これが取引に使われるおそれがあるわけですね。これはもちろん家庭の中でたどかみさんが和裁をされるときに鯨尺を使つてやる面もあらうかと思うが、一般の取引にこれが使われて、もう一ぺん目の目を見て、死んだと思つた幽霊が出てくるのでは、全体の計量思想の運営から見るとたいへん重大な問題だと思ふのです。私どもはできるだけそういうことがないように、むしろメーカーのほうをできるだけ取り締まるという意味で根絶をはかつていきたいと考えております。

○田中(武)委員 この十条を受けて四十七条、そして二百三十五条といくわけですね。ところが十条は取引、証明なんです。あなたのおっしゃる通りに、それが取引、証明に利用せられるおそれがあるというところは絶無とはいえないのです。しかしこの前の施行法の改正のときにも言ったのです。が、坪と平米の問題、大工さんはやはりかね尺を使いますよ。これは事実上使っているのです。事実行為として使う場合、これは取引、証明じゃないのです。違法じゃないでしよう。したがって、それは計量法で指定する計量器じゃないわけですね。だからそれを売つたって、四十七条違反で二百三十五条を受けるというところは言い切れないと思うのです。これは通産省相手の議論でなく、むしろ刑罰法規を専門とするところを相手に議論すべきだと思ふのですが、こういうのを起訴してみても、実際最終的結論まで、判決まで持つていく自信がありませんか。ないでしよう。これは大臣、あらためてしますが、検察庁を呼んでごらん、訴訟を維持する自信はないと言いますよ。これは法制局な

りそういうことでまたあらためてしますが、私はこころ少し割り切ったらどうかと思うのです。全然計量器でないものならばついたらいいじゃないか。それを取引、証明に使ったときには問題になる、そういうことでいいのじゃないですか。しかもそれは農家の副業としてつくっておるわけなんです。一面計量行政といいますが、計量の知識の普及、これは当然やらなければいけないが、同時にそういう事実行為として使っておるのに対しては、大臣、再検討する必要があると思うのです。計量法で、二百三十五条で五万円以下の罰金に処すといつてみたって、私なら裁判に勝つて見せませう。それは検事が——検事はこころ呼ばないとしても法務省を呼んで、公判を維持する自信があるかと言ったら、ちよつとその場で自信がありますとは言えないと思う。だから、これは別の機会にやるとして、検討する必要があるだろうと思うのです。大臣どうですかね。

○三木国務大臣 これは一つの過渡期ですね。子供たちはみな嫁でないですから、やがて……。また田中さんの言われるように、これはいいんだということになれば、熊本の副業がふえちよつて、これも困る。だからそれは弾力性を持った取り締まりでこの過渡期を行くのが実際問題でないでしょうか。これは裁判ということになれば、田中さんの言われるようなこともあるのかもしれない。これは必ずしもあなたが勝つとも思いませんが、しかしこれは運用の面において、やはり弾力的な運用をする必要がありますね。

○田中(武)委員 私は三十分足らず質問した中で、三つの点を指摘しました。第一点は、最近あまりにも政令、省令委任が多過ぎる、したがって行政の立法に対する侵犯、侵害といいますが、こういう点が一点、それからもう一点は、体温計とか血圧計のような医療用計量器については別な考え方を持つべきでなからうか、すでに計量法上計量器としての指定をのがれたものについて、十条の取引、証明に使用せられない限り、罰則だけ設けておつてもあまり意味のないんじゃないか。と同時に、反面、そ

のために新しい計量知識というものの対しての普及が必要である、こういう三点を指摘したわけですが、時間の関係もありますし、本日はきれいに採決をする予定でございますので、これ以上質問は続けませんが、大臣、私の申し上げた点、どうですか。

○三木国務大臣 田中さんの御指摘になった点はいずれも検討を要する問題だと思います。いろいろ問題点を指摘されたものだと思つておられる次第でございます。

○田中(武)委員 わかりました。

○天野委員長 おはかりいたします。

○天野委員長 御異議なしと認めます。よつて、両案についての質疑は結局するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○天野委員長 次に討論に入るのでありますが、討論の申し出がございせんので、直ちに採決いたします。

まず、工業標準化法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○天野委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○天野委員長 次に、自由民主党、日本社会党、民主社会党を代表して、三原朝雄君外二名から、本案に対して附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提案者から趣旨の説明を聴取することといたします。三原朝雄君。

○三原委員 ただいま議決されました工業標準化法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表し、提案の趣旨を御説明申し上げます。

案文明読を省略させていただきます。お手元に差し上げております附帯決議案のとおりでございます。

第一点は、工業標準化制度の根本的検討に関するものであります。これは目下急速に進展しつつある技術革新に対処するために当然のことでありまして、特に説明を要しないと存じます。

第二点は、一般消費者に対するJIS制度の普及徹底についてであります。消費者がJIS制度をよく理解し、なじむことによって生活の合理化、消費支出の節減等をはかり得る余地が多いと考えられますので、今後一そうPR行政を強化することが必要であります。

第三点は、中小企業に対する指導援助であります。全国七十六万の建設、鉱工業事業所のうち、わずから八千六百の工場がJISマーク表示の許可を受けているにすぎないのであります。これらの残された企業の大部分は中小企業でありまして、その基本的な弱点により容易に許可水準に達し得ないと思われまふので、従来から講ぜられていた経営、技術上の指導援助及び金融上の助成措置を格段に強化して、すみやかに多数の中小企業者がJISマーク表示の許可水準に達し得るよう応援することが必要であります。

第四点は、団体規格に対する指導であります。団体規格は、本来JISを補完すべきものであります。たとえば電線、自動車部品等、ユーザーの力が強いために規格が単純化されがたく、JIS以外の団体規格を強制されるような事例が見られるのであります。これらJISの目的を妨げる結果になるような団体規格については、すみやかに強力な指導を行なつて改善に努力すべきであります。

以上、提案の趣旨を御説明申し上げますが、何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

〔拍手〕

〔参照〕

工業標準化法の一部を改正する法律案に対する

する附帯決議(案)

本法施行にあたり、政府は次の諸点について十分努力すべきである。

一、技術革新の急速な進展に対応して、工業標準化制度に対し根本的検討を加えること。

二、一般消費者に対する工業標準化制度の普及徹底を図ること。

三、JISマーク表示の許可水準に達していない中小企業に対しては、経営、技術上の指導援助及び金融上の助成等をさらに推進すること。

四、団体規格によつてJIS規格の目的がさまたげられることのないよう、指導を徹底すること。

○天野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○天野委員長 起立多数。よつて、本動議のとおり附帯決議を付するに決しました。

この際、通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。三木通商産業大臣。

○三木国務大臣 ただいまの附帯決議の趣旨を尊重いたしました。善処いたすことを約束いたします。

○天野委員長 次に、計量法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○天野委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○天野委員長 次に、自由民主党、日本社会党、民主社会党を代表して浦野幸男君外二名から本案

に對して附帶決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提案者から趣旨の説明を聴取いたします。櫻井茂尚君。

○櫻井委員 ただいま議決されました計量法の一部を改正する法律案に対する附帶決議案につきまして、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表し、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

計量法の一部を改正する法律案に対する附帶決議案

本法施行にあたり、政府は次の諸点について万遺憾なきを期すべきである。

一、計量行政の拡充強化を図るため、国及び地方公共団体の機構、人員及び予算等について十分な措置を講ずること。

二、一般消費者に対する計量思想の普及徹底を図るため、諸般の行政措置を早急かつ積極的に実施するとともに、特に民間団体の活用について適切な対策を講ずること。

三、物品の計量方法及びその表示方法等に関し適切な指導を行なうとともに、各省庁とも一貫した指導体制をとるよう相互に密接な連絡をとること。

四、計量器販売事業の規制については、不正確な計量器が流通することにより一般使用者に実害を及ぼすことのないよう、適切な措置を講ずること。

以上でございます。

第一点は、計量行政の拡充強化のための根本対策であります。

消費者保護行政の推進及び計量器産業の近代化等は計量行政上の重要課題となっておりますが、さらに本改正案によっても行政機能の充実が必要となるのであります。従来、国及び地方公共団体の機構、人員配置、予算等は必ずしも十分でなかったのであります。今後は積極的に改善をはかるべきであります。

第二点は、一般消費者の保護についてであります。

す。

今回の改正を契機として、苦情処理機関、計量モニター制度、パブリックスケールの設置等、各般の措置が講ぜられる予定のようでありますが、これらはいずれも急を要するものであり、積極的な行政がなければ実効を期したいものであります。さらに、パブリックスケールの広範囲な設置と保守管理の完全を期するためには、専門知識を有する民間団体の協力が必要でありまして、資金的援助等により、民間団体を活用して、消費者保護の徹底をはかることが望ましいのであります。

第三点は、物品の計量方法等に関する指導であります。

たとえば、びん詰め、箱詰めの場合、容量、重量については、慣習により、あるいはメーカーの相違により、ばらばらの量が詰められており、しかも不規則、複雑な量になっていくのが多いのであります。これらをすみやかに簡素化、単純化するために強力な指導が必要であり、各省庁において一貫した指導体制をとるべきであります。

第四点は、計量器販売事業の規制であります。

従来、法定計量器全部について販売登録制がとられておりますが、今回の改正により、政令指定のものに限り登録制となります。その政令指定では、はかり及び体温計の二機種が予定されているのであります。その他の計量器でも、不正確なものが出回ることにより一般使用者が損害を受けることは十分考えられるのでありまして、したがって、政令指定の機種を選定、正確な計量器の供給、流通に関する指導等にあたって適切な措置が講ぜられるべきであります。

以上、趣旨の説明を申し上げますが、何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○天野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○天野委員長 起立総員。よって、本動議のとおり

り附帶決議を付するに決しました。

この際、通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。三木通商産業大臣。

○三木国務大臣 本法の施行に際しましては、附帶決議の趣旨を体して善処をいたしたいと考えます。

○天野委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました両法案に関する委員会報告書の作成等につきましては、いずれも委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○天野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○天野委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後一時二十六分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕